

事務連絡  
令和3年3月19日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

「無線LAN設備設置工」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。

記

1. 試行歩掛  
無線LAN設備設置工  
※詳細は別紙のとおり
2. 試行開始期間  
令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。

担当：国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 電気通信基準係  
深尾（80-22376）  
原口（80-22377）

## 無線LAN設備設置工

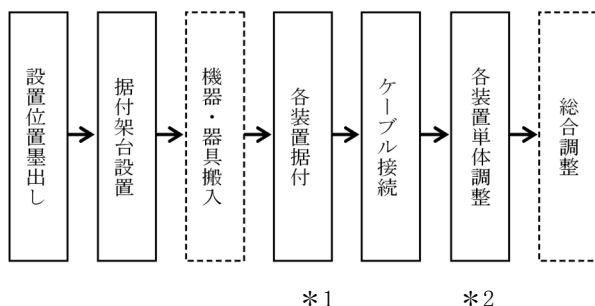
### 1. 適用範囲

本資料は、無線LAN設備各種機器の設置を行う無線LAN設備設置工に適用する。

### 2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



\*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。  
ただし、移設の場合は除く。

\*2 は、起動・動作試験、ランプ・メータ・スイッチ類動作試験、  
光信号入出力レベル測定等を含む。

### 3. 標準歩掛

#### 3-1 無線LAN設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無線LANアクセスポイント (本体)	ボックス 型	台	0.34	0.34	
無線LANアクセスポイント (無線LANコントローラ)	ボックス 型	台	0.34	0.34	

(注) 1. 本歩掛には、同一室内の装置間の配線等も含まれる。

2. 各種機器は、増設時の歩掛であり、新設時にこれが他の装置に実装されている場合は、その架の歩掛のみを計上する。

#### 3-2 無線LAN設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無線LANアクセスポイント (本体)	ボックス 型	台	0.41	0.41	
無線LANアクセスポイント (無線LANコントローラ)	ボックス 型	台	0.41	0.41	